

第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月26日（金曜日）
午後1時（受付開始：午前12時）

開催
場所

東京都千代田区外神田3丁目12番8号
住友不動産秋葉原ビル
ベルサール秋葉原 地下1階ホール

※開催時間及び開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。

【お土産について】

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりますお土産は、本年より取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類・計算書類	25
監査報告書	32
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役9名選任の件	37
第2号議案 監査役4名選任の件	43
第3号議案 役員賞与支給の件	46

2020年6月8日

株 主 各 位

東京都台東区下谷2丁目20番5号
日本化学産業株式会社
代表取締役社長 柳 澤 英 二

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染症収束に向け極めて重要な局面にあると考えており、弊社といたしまして慎重に検討を重ねた結果、本株主総会につきましては、想定できる限りの適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。しかしながら、株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本年は当日の健康状態にかかわらず、株主総会のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月25日(木曜日)午後5時40分まで**に到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午後1時
2. 場 所 東京都千代田区外神田3丁目12番8号
住友不動産秋葉原ビル ベルサール秋葉原(地下1階ホール)
(開催場所が昨年開催した第94回定時株主総会と異なります。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第95期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案
第2号議案
第3号議案

取締役9名選任の件
監査役4名選任の件
役員賞与支給の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

＜新型コロナウイルス感染防止への対応について＞

- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます)
- 本総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討し、例年よりも短縮させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知は、準備の都合上、2020年5月21日時点でのご通知文とさせていただいておりますことをご了承ください。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/>) より、発信させていただきますので、ご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、昨年度後半から米中貿易戦争等を主因に海外経済全体が停滞し、回復の兆しが見えない状況が続いておりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大（以下、コロナ禍という。）により、各国の経済活動に極めて大きな混乱と減速をもたらし、国内でも、その影響により輸出、生産が停滞するとともに経済活動そのものにも自粛ムードが広がり、コロナ禍が経済にどのような影響を及ぼしていくのかが懸念され、景気の先行きについてはますます不透明な状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、更に厳しさを増す事業環境のなか、業績低迷を補い再浮上を図るべく、新製品・新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大及び新規ユーザーの開拓、生産拠点や生産工程の最適化等の生産性向上による価格競争力の向上と低コスト体質の強化に取り組んでまいりました。しかしながら、特に、厳しい事業環境にあった薬品事業がコロナ禍による世界経済の減速や在庫調整の影響を受けたことを主因に、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比2,434百万円 10.2%減の21,521百万円、営業利益は前期比384百万円 13.9%減の2,374百万円、経常利益は前期比379百万円 12.8%減の2,578百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比369百万円 15.7%減の1,977百万円となりました。なお、特別利益として、福島第一工場の生産設備に対する自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の交付金額の確定に伴い、同補助金699百万円を補助金収入として計上するとともに、海外（タイ）子会社のネクサス・エレケミック社清算結了に伴う子会社清算益74百万円を計上いたしました。一方で特別損失として、上記補助金の対象資産に対して圧縮記帳（直接減額方式）を行い、固定資産圧縮損として508百万円を計上するとともに、当社が保有する投資有価証券で簿価に比べて時価が著しく下落した銘柄について、減損処理を行い、投資有価証券評価損として45百万円を計上いたしました。

事業別の状況は以下のとおりです。

薬品事業は厳しい事業環境が継続しておりましたが、2020年に入り、コロナ禍に直面し、更に厳しい事業環境となりました。国内においては、月産600トン体制を確立した二次電池用正極材受託加工の安定供給は概ね達成し、目標としていた生産性向上によるコスト削減も一定程度実現できたものの、非鉄金属の市場価格の回復の遅れに伴う販売単価の低下に加え、情報技術関連及び自動車関連を中心に全般的な需要減退が進み、海外（タイ）子会社のサイアム・エヌケーエス社における主力製品の売上也低下したことから、売上高は前期比2,676百万円 13.1%減の17,750百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前期比467百万円 13.9%減の2,904百万円（連結売上高の13.5%）になりました。利益面では、国内、海外の売上高減少に加え、主力製品の採算性が低下したこと等により、営業利益は前期比503百万円 20.9%減の1,908百万円となりました。

建材事業は、その業績に大きく影響する新設住宅着工戸数が依然として低調に推移するなか、政府の住宅購入支援策や限定的ながら消費増税前の駆け込み需要等もあり、主力製品の防火通気見切り縁を含む住宅建材が堅調に推移するとともに、一部、非住宅新製品の実績化に加え、消費税増税後の反動減の影響も懸念されたほどではなかったことから、売上高は前期比242百万円 6.9%増の3,770百万円、営業利益も前期比91百万円 9.2%増の1,083百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債の発行等による、外部からの資金の調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は2,014百万円で、その主なものは薬品事業の埼玉工場新事務所棟・新研究棟です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。

当社グループは、コロナ禍が国内外経済に与える影響をはじめとして、欧米の政治経済動向、諸外国間の政治経済摩擦等の深刻化、並びに中国及び新興国経済の不透明感、為替の先行き、及び各産業におけるグローバルな競争激化、また、国内外の諸情勢を踏まえた財政金融政策の動向や影響、あるいは人口動態の変化等、事業環境の厳しさ、不安定感、及び収益の下押しリスクは高いことを十分に認識し、そのなかにあっても持続的に収益を確保、拡大できる強固な事業体制の構築を進めます。

薬品事業におきましては、新たな安価原料・リサイクル原料ソースの拡充をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現、並びに二次電池用正極材受託加工の安定供給等を通じて収益基盤の基礎固めを確立し、車載用関連製品、環境対応型表面処理用薬品やプリント基板用薬品等、当社独自技術に基づいた市場及び顧客の様々なニーズに応える新製品の開発や新規事業の開拓を、緊密な連携に基づくグローバルな開発・生産・販売体制のもとでスピーディーに展開いたします。

建材事業におきましては、建設市場とりわけ戸建住宅市場における短期のみならず中長期にわたる需要動向、また、消費税増税後の影響等を踏まえつつ、当社の特長を發揮した、市場・顧客ニーズへ機敏に応える多様な新製品群の実現及び新たな得意先の開拓等を引き続き進めてまいります。

グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループ全体として事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靱な事業体質・収益力を構築すべく、薬品及び建材両事業の販売及び生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへの主体的かつ積極的な取り組みとたゆまぬ生産性向上によって「新たな価値」を創出し、これを市場及び顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものとしたいたたく考えております。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 92 期 2016.4～2017.3	第 93 期 2017.4～2018.3	第 94 期 2018.4～2019.3	第 95 期 (当連結会計年度) 2019.4～2020.3
売 上 高	19,844百万円	22,150百万円	23,956百万円	21,521百万円
経 常 利 益	2,712	2,815	2,957	2,578
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,819	1,963	2,346	1,977
1株当たり当期純利益	92円08銭	98円52銭	117円04銭	98円61銭
総 資 産	37,567百万円	41,031百万円	41,605百万円	41,809百万円
純 資 産	31,229	34,300	35,212	36,398
1株当たり純資産	1,580円65銭	1,711円43銭	1,756円47銭	1,815円37銭

- (注) 1. 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第93期42,000株、第94期36,391株、第95期33,502株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第93期14,728株、第94期38,372株、第95期34,514株であります。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、企業集団の財産及び損益の状況の推移の第93期については当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 92 期 2016.4～2017.3	第 93 期 2017.4～2018.3	第 94 期 2018.4～2019.3	第 95 期 (当事業年度) 2019.4～2020.3
売上高	18,676百万円	20,959百万円	22,587百万円	20,346百万円
経常利益	2,642	2,793	2,821	2,544
当期純利益	1,830	1,946	2,195	1,965
1株当たり当期純利益	92円65銭	97円69銭	109円51銭	98円01銭
総資産	36,680百万円	39,938百万円	40,408百万円	40,634百万円
純資産	30,641	33,525	34,317	35,460
1株当たり純資産	1,550円89銭	1,672円77銭	1,711円84銭	1,768円58銭

- (注) 1. 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第93期42,000株、第94期36,391株、第95期33,502株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第93期14,728株、第94期38,372株、第95期34,514株であります。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、当社の財産及び損益の状況の推移の第93期については当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. (タイ国)	330,000千タイバーツ	100%	工業薬品の製造・販売

- (注) 第2四半期連結会計期間において、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は清算終了したため、子会社の状況から除外しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液
建材事業	防火通気見切縁、内装用間仕切壁、シンプル庇、郵便ポスト、手摺・笠木等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都台東区
	大 阪 支 店	大阪市中央区
	名 古 屋 支 店	名古屋市中区
	埼 玉 工 場	埼玉県草加市
	青 柳 工 場	埼玉県草加市
	福 島 第 一 工 場	福島県双葉郡広野町
	福 島 第 二 工 場	福島県双葉郡檜葉町
	大 利 根 工 場	埼玉県加須市
	総 合 研 究 所	埼玉県草加市
	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベトナム国ハノイ市
子 会 社	サイアム・エヌケーエス CO.,LTD.	タイ国アユタヤ県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
429名	11名増

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
363名	7名増	41歳11ヵ月	16年0ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	111
株式会社きらぼし銀行	55

百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,680,000株（自己株式596,378株を含む）
- (3) 株主数 3,274名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日 化 産 取 引 先 グ ル ー プ 持 株 会	2,092	10.42
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	1,000	4.98
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	970	4.83
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	951	4.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	799	3.98
に っ か さ ん 従 業 員 持 株 会	732	3.65
住 友 不 動 産 株 式 会 社	591	2.94
住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社	541	2.70
日 本 パ ー カ ラ イ ジ ン グ 株 式 会 社	490	2.44
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	457	2.28

- (注) 1. 当社は自己株式596,378株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主に含めておりません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 【役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度】の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が所有する当社株式33,502株は、当該自己株式に含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柳澤英二	代表取締役社長	サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.代表取締役会長
野瀬賢造	取締役（社長室長 兼 建材本部担当）	
太田武之	取締役（総務部門担当）	
山田修	取締役（薬品営業本部長 兼 海外本部長）	
小野村勲	取締役（薬品生産本部長）	
石田幸夫	取締役（総合研究所担当）	
井上幸夫	取締役	(有)オフィスアーク 代表取締役
吉成昌之	取締役	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー 弁護士 第一勧業信用組合員外監事（非常勤） 凸版印刷(株) 顧問 (株)ルネサンス 社外監査役 立教大学 兼任講師 令和総合研究所(株) 代表取締役
鉢村健	取締役	
吉田豊	常勤監査役	
花木正義	監査役	花木正義税理士事務所 税理士 越後交通(株) 社外監査役
臼田正博	監査役	
富山正次	監査役	

- (注) 1. 取締役井上幸夫、取締役吉成昌之、取締役鉢村 健の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉田 豊、監査役花木正義、監査役富山正次の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉田 豊氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計及び証券関連業務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任し、また税理士の経験から、税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役富山正次氏は、公認会計士として培われた経験により、高度な財務及び会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は取締役井上幸夫、取締役吉成昌之及び取締役鉢村 健の各氏並びに監査役花木正義及び監査

- 役富山正次の各氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は取締役井上幸夫、取締役吉成昌之及び取締役鉢村 健の各氏並びに各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
8. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
2019年6月25日開催の第94回定時株主総会において、柳澤英二、野瀬賢造、山田 修、小野村 勲、石田幸夫、井上幸夫、吉成昌之、鉢村 健の各氏が取締役に再選され重任、太田武之氏が新たに選任され就任いたしました。
- (2) 退任
2019年6月25日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、桜井俊二氏が取締役を任期満了により退任いたしました。
9. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経營業務の執行を行う体制を強化することを目的に、執行役員制度を導入しております。
2020年3月31日現在の執行役員の体制は以下のとおりであります。

氏 名	地位及び担当
柳 澤 英 二	代表取締役社長（経営全般）
野 瀬 賢 造	常務執行役員（社長室長 兼 建材本部担当）
太 田 武 之	常務執行役員（総務部門担当）
山 田 修	執行役員（薬品営業本部長 兼 海外本部長）
小 野 村 勲	執行役員（薬品生産本部長）
石 田 幸 夫	執行役員（総合研究所担当）
百 瀬 讓	執行役員（総務部長）
菅 原 讓	執行役員（建材本部長）
角 谷 博 樹	執行役員（薬品生産本部薬品生産技術センター長）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	10 (3)	123,575 (22,971)
監 査 役 (内 社 外 監 査 役)	4 (3)	28,231 (23,812)
合 計 (内 社 外 役 員)	14 (6)	151,806 (46,783)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第81回定時株主総会において年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第69回定時株主総会において年額28百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役等の支給額は公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関であり、半数以上を社外取締役で担う指名報酬委員会で審議され、その審議結果は取締役会に答申されております。
5. 上表の支給額には、第95回定時株主総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の役員賞与支給予定額(取締役分26,204千円、監査役分3,796千円)を含んでおります。
6. 上表の支給額には、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会決議に基づき、新たに導入いたしました当社取締役(社外役員を除く)を対象とする業績連動型株式報酬制度に基づく11,901千円(取締役6名分)を含んでおります。
7. 上表の支給額のほか、2019年6月25日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して株式報酬を5,397千円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	井上幸夫	(有)オフィスアーク 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	吉成昌之	虎ノ門カレッジ法律事務所 パートナー弁護士 第一勧業信用組合員外監事 (非常勤)	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	鉢村健	凸版印刷(株) 顧問 (株)ルネサンス 社外監査役 立教大学 兼任講師 令和総合研究所(株) 代表取締役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	吉田豊	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	花木正義	花木正義税理士事務所 税理士 越後交通(株) 社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	富山正次	該当事項はありません。	該当事項はありません。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	井 上 幸 夫	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会1回）18回のうち18回出席し、会社経営の豊富な経験や見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外取締役	吉 成 昌 之	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会1回）18回のうち17回出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外取締役	鉢 村 健	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会1回）18回のうち18回出席し、日本銀行および日本国政府の要職を務めた豊富な経験と高い見識に基づき、社外の視点からの適切な発言・助言を行っております。
社外監査役	吉 田 豊	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会1回）18回のうち18回出席し、また当事業年度に開催された監査役会11回のうち11回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	花 木 正 義	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会1回）18回のうち18回出席し、また当事業年度に開催された監査役会11回のうち11回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、主に国税局勤務の豊富な経験や見識に基づき適切な発言を行っております。
社外監査役	富 山 正 次	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会17回、臨時取締役会1回）18回のうち18回出席し、また当事業年度に開催された監査役会11回のうち11回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 22,000千円 |
| ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- ③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が行っております。

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき、前事業年度の監査実績及び監査報酬等を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況

(1) 基本方針について

当社は、2006年5月9日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、その基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2009年4月27日、2015年4月28日、2017年4月27日に一部改訂しており、下記は最新の決議の内容となります。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等遵守（コンプライアンス）は経営の最重要課題として位置づけ、あらゆる機会を通じて役員・従業員全員に法令等遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、全社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認及び問題点の指摘並びに改善を行う。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程を策定し、文書の保管場所、保管方法、保管期限、廃棄・処分方法を定める。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各事業所にリスク管理に関する責任者を任命するとともに、全社のリスク管理に関する機能を総務部へ持たせ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。
内部監査部門による内部監査の際、リスク管理体制の有効性についてチェックし、報告させる。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営の執行方針その他経営に関する重要事項を決定し、かつ業務の執行状況を監視するが、個別経営課題については経営会議において、実務的観点から議論を行い、その審議を経て取締役会に諮る。
取締役会での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、代表取締役社長、各執行役員、各部門長等が行う。
- 5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部統制に関する現行の諸規程等（組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程他）を、リスク管理手法を用いて統制目標、リスクに関する有効性を検証するとともに、その欠陥が発見された場合は規程を是正する。

内部監査部門、コンプライアンス・リスク管理担当の総務部、監査役は平素より連携して、使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合するか調査し、適切に対応する。

「公益通報者保護法」に基づき内部通報処理規程を策定し、従業員からの通報や相談が出来るシステムを構築する。

6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結対象子会社より事業状況等の報告を受ける。

連結対象子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図る。

連結対象子会社は業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款及び社内規程の遵守状況等を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。

内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査する。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

監査役は、職務遂行上、補助を必要とした場合は、社長室長に社長室員の派遣を要請できるものとする。

8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号における社長室員は、派遣された期間は、監査役の指揮命令に従うものとする。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
常勤監査役は取締役会、経営会議に、他の各監査役は取締役会に出席し、経営の状況、事業の遂行状況等の報告を受ける。

上記以外で、当社グループにおいて経営に重大な影響を与えると予想される事実、あるいは取締役の職務遂行に関して、法令・定款に違反する重大な事実が発生した場合、代表取締役社長は遅滞なく常勤監査役に報告することとする。

前記5) で述べた内部通報処理規程の通報窓口の一つとして監査役を充て、法令違反等の情報を迅速に収集出来る体制を構築する。当該通報者は「公益通報者保護法」に基づき保護される。

10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行うこととする。

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、請求のあった都度処理する。

11) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

(2) 運用状況について

上記基本方針に基づき、内部統制システムを構築しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりとなっております。

1) コンプライアンス関係

基本方針1)の体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員・従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、遵守状況の確認及び問題点の改善を行っております。

更に、「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

2) 情報管理関係

基本方針2)の体制整備を目的とし、「文書管理規程」「情報システム業務管理規程」「印章管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存、管理を含め、実施しております。

3) リスク管理関係

基本方針3)の体制整備を目的とし、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等のリスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大規模洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。当連結会計年度においては、新たにリスク管理委員会を設置し、リスク重点課題の設定・進捗確認等を行い、リスク管理強化を図っております。

4) 財務報告の信頼性の確保関係

基本方針5)及び金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性の確保の体制整

備を目的とし、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても内部統制に係る重要な業務の文書化及び諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告及びこれを取締役会、監査役に報告するとともに、当該部門で是正作業を実施し、内部統制の改善に努めております。

5) 当社の企業集団における内部統制システム関係

基本方針6)の体制整備を目的とし、当社と連結対象子会社との業務の適正性を確保するため「関係会社管理規程」を策定するとともに、連結対象子会社においても、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程等の諸規程を整備する等の内部統制システム構築の作業を引き続き行っております。当連結会計年度においては、連結対象子会社であるサイアム・エヌケーエス社の内部通報制度を整備し、また、財務報告に係る内部統制について評価を行い有効性を確認いたしました。

6. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして2018年6月26日開催の定時株主総会において、「第五回信託型ライツ・プラン」（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年6月29日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、2018年5月11日付「第五回信託型ライツ・プラン（買収防衛策）設定のための新株予約権の発行について」をご覧ください。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものでは

ありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものとして、法令等及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、1946年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを1948年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてま

いました。

当社の経営方針は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた5工場でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものとしたたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び

従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様はその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの充実等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること(デッドハンド性の否定)、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置され、その勧告を最大限尊重することとされていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定(3年間)していること(サンセット条項)、⑧当社取締役の任期が1年とされており、また、当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の業績につきましては、3～4頁の事業の経過及びその成果で申し述べましたように、主力の薬品事業においては、米中貿易戦争の収束の目途も立たず、かつ、2020年に入ってからコロナ禍による世界経済の停滞により、厳しい業績となり、また、今後もしばらくはこの状況が続くことが予想されております。しかしながら、前述の基本方針等を総合的に勘案の上、当期の配当につきましては、株主の皆様にお報いいたたく、取締役会決議により中間1株につき基本配当14円に加え、当社の前身である柳澤有機化学工業所の創業80年にあたることを記念して記念配当1株につき1円の計15円、総額301,254,330円(支払開始日：2019年12月6日)、期末配当も1株につき基本配当14円に加え、記念配当1株につき1円の計15円、総額301,254,330円(支払開始日：2020年6月9日)とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注 期末配当金は、[役員向け株式交付信託/取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))が所有する当社株式(33,502株)に対する配当金(502,530円)を含んでおります。

注 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益・純資産及び比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	41,809,272	(負債の部)	5,410,923
流動資産	24,678,105	流動負債	4,525,920
現金及び預金	14,152,897	支払手形及び買掛金	2,383,018
受取手形及び売掛金	6,241,602	短期借入金	391,000
商品及び製品	1,328,387	未払法人税等	398,032
仕掛品	1,052,888	賞与引当金	390,000
原材料及び貯蔵品	1,802,931	役員賞与引当金	30,000
その他	100,838	資産除去債務	69,892
貸倒引当金	△1,440	その他	863,976
固定資産	17,131,166	固定負債	885,002
有形固定資産	7,568,728	長期未払金	37,716
建物及び構築物	2,426,253	繰延税金負債	492,314
機械装置及び運搬具	2,269,052	退職給付に係る負債	308,526
工具、器具及び備品	221,873	役員株式給付引当金	33,584
土地	2,645,337	資産除去債務	600
建設仮勘定	6,211	その他	12,261
無形固定資産	206,481	(純資産の部)	36,398,349
電話加入権	7,848	株主資本	34,794,634
ソフトウェア	193,253	資本金	1,034,000
ソフトウェア仮勘定	4,568	資本剰余金	1,029,965
その他	810	利益剰余金	33,092,963
投資その他の資産	9,355,957	自己株式	△362,294
投資有価証券	5,889,735	その他の包括利益累計額	1,603,714
生命保険積立金	464,192	その他有価証券評価差額金	1,290,188
保険積立金	227,838	為替換算調整勘定	406,587
長期預金	2,600,000	退職給付に係る調整累計額	△93,061
繰延税金資産	1,241		
その他	174,519		
貸倒引当金	△1,570		
資産合計	41,809,272	負債純資産合計	41,809,272

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,521,088
売上原価	16,379,473
売上総利益	5,141,615
販売費及び一般管理費	2,767,150
営業利益	2,374,465
営業外収益	277,480
受取利息	14,418
受取配当金	120,708
その他	142,353
営業外費用	73,492
支払利息	8,869
その他	64,622
経常利益	2,578,453
特別利益	800,318
固定資産売却益	596
子会社清算益	74,581
補助金収入	699,498
資産除去債務戻入益	25,641
特別損失	613,667
固定資産除却損	60,044
投資有価証券評価損	45,260
固定資産圧縮損	508,362
税金等調整前当期純利益	2,765,103
法人税、住民税及び事業税	792,632
法人税等調整額	△4,572
当期純利益	1,977,043
親会社株主に帰属する当期純利益	1,977,043

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	1,029,965	31,698,344	△367,783	33,394,526
当期変動額					
剰余金の配当			△582,425		△582,425
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,977,043		1,977,043
自己株式の処分				5,489	5,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,394,618	5,489	1,400,107
当期末残高	1,034,000	1,029,965	33,092,963	△362,294	34,794,634

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	1,535,716	324,511	△42,412	1,817,814	35,212,341
当期変動額					
剰余金の配当					△582,425
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,977,043
自己株式の処分					5,489
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△245,527	82,076	△50,648	△214,100	△214,100
当期変動額合計	△245,527	82,076	△50,648	△214,100	1,186,007
当期末残高	1,290,188	406,587	△93,061	1,603,714	36,398,349

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	40,634,782	(負債の部)	5,174,559
流動資産	23,500,277	流動負債	4,382,343
現金及び預金	13,518,113	支払手形	617,439
受取手形	1,719,760	買掛金	1,648,274
売掛金	4,294,139	短期借入金	391,000
商品及び製品	1,201,322	未払金	456,694
仕掛品	1,034,188	未払費用	331,583
材料及び貯蔵品	1,645,537	未払法人税等	394,949
未収消費税	56,843	賞与引当金	390,000
その他の他	31,812	役員賞与引当金	30,000
貸倒引当金	△1,440	設備関係支払手形	21,530
固定資産	17,134,504	資産除去債務	69,892
有形固定資産	6,508,627	その他の他	30,978
建物	2,050,788	固定負債	792,216
構築物	206,546	長期未払金	37,716
機械及び装置	1,612,879	繰延税金負債	416,101
車両運搬具	29,249	退職給付引当金	291,953
工具、器具及び備品	191,648	役員株式給付引当金	33,584
土地	2,412,493	資産除去債務	600
建設仮勘定	5,020	その他の他	12,261
無形固定資産	203,878	(純資産の部)	35,460,222
電話加入権	7,848	株主資本	34,170,033
ソフトウェア	190,650	資本金	1,034,000
ソフトウェア仮勘定	4,568	資本剰余金	1,029,965
その他の他	810	資本準備金	337,867
投資その他の資産	10,421,998	その他資本剰余金	692,097
投資有価証券	5,881,735	利益剰余金	32,468,362
関係会社株券	953,712	利益準備金	258,500
長期前払費用	157,543	その他利益剰余金	32,209,862
前払年金費用	123,350	研究開発積立金	125,000
生命保険積立金	464,192	配当準備積立金	55,000
保険積立金	227,838	固定資産圧縮積立金	787,589
長期預金	2,600,000	別途積立金	29,050,500
その他の他	15,194	繰越利益剰余金	2,191,772
貸倒引当金	△1,570	自己株式	△362,294
		評価・換算差額等	1,290,188
		その他有価証券評価差額金	1,290,188
資産合計	40,634,782	負債純資産合計	40,634,782

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,346,811
売上原価	15,410,209
売上総利益	4,936,602
販売費及び一般管理費	2,600,717
営業利益	2,335,884
営業外収益	265,551
受取利息	8,808
受取配当金	120,708
その他	136,034
営業外費用	57,382
支払利息	8,859
その他	48,523
経常利益	2,544,052
特別利益	810,368
固定資産売却益	596
子会社清算益	84,631
補助金収入	699,498
資産除去債務戻入益	25,641
特別損失	613,036
固定資産除却損	59,412
投資有価証券評価損	45,260
固定資産圧縮損	508,362
税引前当期純利益	2,741,384
法人税、住民税及び事業税	788,800
法人税等調整額	△12,457
当期純利益	1,965,042

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						研究開発 積立金	配当準備 積立金
当期首残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965	258,500	125,000	55,000
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	1,034,000	337,867	692,097	1,029,965	258,500	125,000	55,000

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				自己株式
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計	
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	939,554	27,350,500	2,357,190	31,085,744	△367,783
当期変動額					
剰余金の配当			△582,425	△582,425	
当期純利益			1,965,042	1,965,042	
自己株式の処分					5,489
固定資産圧縮積立金の取崩	△151,964		151,964	-	
別途積立金の積立		1,700,000	△1,700,000	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△151,964	1,700,000	△165,417	1,382,617	5,489
当期末残高	787,589	29,050,500	2,191,772	32,468,362	△362,294

(単位：千円)

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	32,781,926	1,535,716	1,535,716	34,317,643
当期変動額				
剰余金の配当	△582,425			△582,425
当期純利益	1,965,042			1,965,042
自己株式の処分	5,489			5,489
固定資産圧縮積立金の取崩	－			－
別途積立金の積立	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△245,527	△245,527	△245,527
当期変動額合計	1,388,106	△245,527	△245,527	1,142,579
当期末残高	34,170,033	1,290,188	1,290,188	35,460,222

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 竹 村 純 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 島 陽 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 竹 村 純 也 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 島 陽 ㊤
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

日本化学産業株式会社 監査役会

常勤監査役	吉	田	豊	㊟
監査役	花	木	正義	㊟
監査役	白	田	正博	㊟
監査役	富	山	正次	㊟

(注) 常勤監査役吉田 豊、監査役花木正義及び富山正次は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やなぎ さわ えい じ 柳 澤 英 二 (1949年11月5日生)	1973年4月 新日本製鐵(株)入社 1983年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 1987年4月 当社入社 1988年4月 当社建材本部長 1989年6月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1995年6月 当社専務取締役 1996年4月 当社建材本部長兼社長室長 1999年6月 当社代表取締役専務 2003年6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.代表取締役会長	254,031株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、建材本部長、常務取締役、専務取締役、社長室長、代表取締役専務を歴任し、2003年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営者としての見識、豊富な経験と実績を有することに加え、当社グループに対する深い知識と見識に基づき、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	野瀬賢造 (1957年1月8日生)	1979年4月 新日本製鐵(株)入社 1994年11月 新日本製鐵(株)大阪支店建築営業室長 2004年7月 新日本製鐵(株)総合・システム建築部長 2006年7月 新日鉄エンジニアリング(株)マネジメントサポートセンター財務部長 2009年4月 新日鉄エンジニアリング(株)営業総括部長 2010年4月 新日鉄エンジニアリング(株)調達企画部長 2011年4月 当社顧問 2011年10月 当社社長室長 現在に至る 2012年6月 当社取締役 現在に至る 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社常務執行役員 現在に至る 2018年6月 当社建材本部担当 現在に至る	7,700株
取締役候補者とした理由 会社経営に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2011年より社長室長に就任し、2018年より建材本部担当も兼任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	太田武之 (1958年8月4日生)	1981年4月 (株)三井銀行入行 2004年1月 (株)三井住友銀行六本木法人営業部長 2006年4月 (株)三井住友銀行新横浜法人営業部長 2008年4月 (株)三井住友銀行日本橋東法人営業部長 2010年6月 太陽石油(株)執行役員 2014年4月 太陽石油(株)常務執行役員 2016年12月 太陽石油(株)常務執行役員 兼 南西石油(株)代表取締役社長 2019年4月 当社総務部エグゼクティブ・アドバイザー 2019年6月 当社取締役 現在に至る 2019年6月 当社常務執行役員 現在に至る 2019年6月 当社総務部門担当 現在に至る	5,300株
取締役候補者とした理由 金融業界における長年の企業経営等に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2019年より総務部門担当に就任し、豊富な経験と知識をもって総務部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	やま だ おさむ 山 田 修 (1957年12月9日生)	1980年4月 当社入社 2000年4月 当社薬品営業本部大阪支店表面処理営業課長 2003年4月 当社薬品営業本部名古屋支店長 2008年4月 当社薬品営業本部東京営業部長 2013年4月 当社薬品営業本部副本部長 兼 海外本部副本部長 2016年4月 当社海外本部長 兼 薬品営業本部副本部長 2016年6月 当社執行役員 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る 2018年6月 当社薬品営業本部長 兼 海外本部長 現在に至る	10,700株

取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたって薬品営業部門に従事し、2014年より海外（タイ）子会社サイアム・エヌケーエス社に出向しマネージング・ダイレクターに就任、2018年より薬品営業本部長に就任しており、豊富な経験と知識をもって薬品営業本部及び海外（タイ）子会社を含む海外本部を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	お の むら いさお 小 野 村 勲 (1961年10月10日生)	1982年4月 当社入社 2001年4月 当社薬品生産本部技術部技術課長 2004年4月 当社薬品生産本部生産管理室長 2012年10月 当社薬品生産本部生産管理室長 兼 薬品生産本部技術部長 2014年7月 当社薬品生産本部福島第一工場長 兼 福島第二工場長 2016年6月 当社執行役員 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る 2018年6月 当社薬品生産本部長 兼 薬品生産本部技術部長 兼 薬品生産本部品質保証室長 2019年4月 当社薬品生産本部長 兼 薬品生産本部薬品生産技術センター長 2019年7月 当社薬品生産本部長 2020年4月 当社薬品生産本部長 兼 薬品生産本部生産管理室資材課長 2020年5月 当社薬品生産本部長 現在に至る	6,500株

取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたって薬品生産本部に従事し、2018年より薬品生産本部長に就任しており、豊富な経験と知識をもって薬品生産部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	いしだゆきお 石田幸夫 (1954年12月29日生)	1977年4月 富士写真フィルム(株)入社 1992年10月 Fuji Photo Film B.V. (富士写真フィルムオランダ工場) 加工技術課長代理 1998年10月 富士写真フィルム(株)足柄工場 製造部加工課長 2006年6月 富士写真フィルム(株)経営企画本部 富士フィルムウエイ推進室長代理 2009年6月 富士フィルムホールディングス(株)経営企画部FWグループ長 兼 富士フィルム(株)富士フィルムウエイ推進室長 2013年6月 富士フィルムコンピューターシステム(株) (現 富士フィルムICTソリューションズ(株)) 代表取締役社長 2017年9月 当社薬品生産本部長付シニア・アドバイザー 2018年6月 当社取締役 現在に至る 2018年6月 当社執行役員 現在に至る 2018年6月 当社総合研究所担当 現在に至る	2,000株

取締役候補者とした理由

生産技術および新製品開発等に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2018年より総合研究所担当に就任し、豊富な経験と知識をもって研究開発部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	いのうえゆきお 井上幸夫 (1954年7月30日生)	1977年4月 富士写真フィルム(株)入社 2006年6月 富士写真フィルム(株)総務部長 2009年8月 富士フィルムビジネスエキスパート(株)取締役 2014年2月 (有)オフィスアーク 代表取締役 (現職) 2014年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (有)オフィスアーク 代表取締役	4,400株

社外取締役候補者とした理由

豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。グループ経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	よし なり まさ ゆき 吉 成 昌 之 (1947年10月6日生)	1975年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 1997年 4 月 第二東京弁護士会副会長 2001年 4 月 日本弁護士連合会常務理事 2007年 4 月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2009年 6 月 第一勧業信用組員外監事 (現職) 2010年 8 月 東京都弁護士国民健康保険組合理事長 2011年 3 月 (株)アサツーディ・ケイ社外監査役 2013年 8 月 東京都弁護士国民健康保険組合副理事長 2015年 6 月 当社社外取締役 現在に至る 2016年 3 月 (株)アサツーディ・ケイ社外取締役 (重要な兼職の状況) 弁護士 第一勧業信用組員外監事 (非常勤)	0株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。リスクマネジメントの強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	はちむら たけし 鉢村 健 (1959年7月6日生)	1982年4月 日本銀行入行 2001年11月 日本銀行証券局総務課長 2005年3月 日本銀行福島支店長 2008年4月 日本銀行国際局参事役 2008年5月 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 長期専門家 (中央銀行業務/総括) ベトナム中央銀行機能強化プロジェクト 2011年6月 内閣官房 東京電力に関する経営・財務調査委員会 2011年7月 内閣官房審議官 東日本大震災復興対策本部 2012年2月 復興庁 政策参与 兼 統括官付審議官 2012年10月 日本銀行 神戸支店長 2015年6月 (株)ルネサンス 社外監査役 (現職) 2017年3月 凸版印刷(株) 顧問 (現職) 2018年6月 当社社外取締役 現在に至る 2019年4月 立教大学 兼任講師 (現職) 2019年8月 令和総合研究所(株) 代表取締役 (現職) 2020年5月 アレンザホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 (現職) (重要な兼職の状況) 凸版印刷(株) 顧問 (株)ルネサンス 社外監査役 立教大学 兼任講師 令和総合研究所(株) 代表取締役 アレンザホールディングス(株) 社外取締役監査等委員	4,000株
社外取締役候補者とした理由 日本銀行及び日本国政府の要職を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者 井上幸夫、吉成昌之、鉢村 健の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する事項
 (1) 責任限定契約について
 井上幸夫、吉成昌之、鉢村 健の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 (2) 社外取締役在任期間について
 ① 井上幸夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
 ② 吉成昌之氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
 ③ 鉢村 健氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 4. 候補者井上幸夫、吉成昌之、鉢村 健の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よしだ ゆたか 吉田 豊 (1964年1月13日生)	1986年4月 中央信託銀行(株)入社 2004年1月 中央三井信託銀行(株)大阪支店証券代行部次長 2006年4月 中央三井信託銀行(株)渋谷支店次長 2007年5月 中央三井信託銀行(株)証券代行部次長 2009年6月 中央三井信託銀行(株)岐阜支店次長 2011年2月 中央三井信託銀行(株)所沢支店次長 2012年1月 中央三井信託銀行(株)千葉支店次長 2012年4月 三井住友信託銀行(株)千葉支店次長 2014年10月 三井住友信託銀行(株)名古屋営業部長 2015年10月 三井住友信託銀行(株)内部監査部主管 2016年6月 当社常勤監査役 現在に至る	1,200株

社外監査役候補者とした選任理由

金融機関における長年の経験があり、証券関連業務及び各営業拠点における支店長経験をはじめとして相当程度の知見を有していることから、社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	はな き まさ よし 花 木 正 義 (1948年9月5日生)	1970年12月 税理士試験合格 1971年4月 名古屋国税局入局 1975年7月 国税庁勤務 1996年7月 税務大学校教授 2002年7月 荏原税務署長(品川区) 2006年7月 大阪国税局調査第一部次長 2007年7月 東京国税局調査第二部長 2008年7月 東京国税局調査第二部長退任 2008年8月 税理士登録 2012年6月 当社監査役 現在に至る 2014年6月 (株)アルファシステムズ社外監査役 2017年3月 越後交通(株)社外監査役(現職) (重要な兼職の状況) 花木正義税理士事務所 税理士 越後交通(株) 社外監査役	2,400株

監査役候補者とした選任理由

長年国税局の要職を歴任し、また税理士の経験から、税務及び会計に精通しており、2012年より社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただいていることから、あらためて監査役候補者として選任いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	とみやま まさし 富山正次 (1944年6月17日生)	1968年4月 公認会計士尾澤修治共同事務所入所 1969年7月 監査法人朝日会計社入社 1971年3月 公認会計士登録 1992年8月 監査法人朝日新和会計社代表社員 2001年5月 朝日監査法人専務理事 2004年1月 あずさ監査法人副理事長 2010年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 2010年12月 日本振興銀行(株)取締役 (裁判所の承認による) 2013年6月 (株)スクウェア・エニックス・ホールディングス 非常勤監査役 2013年8月 日本公認会計士協会不服審査会会長 2016年6月 当社監査役 現在に至る	0株

社外監査役候補者とした選任理由

公認会計士として培われた経験により、高度な財務及び会計に関する専門知識を有していることから、社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4※	おの であら ふみ とし 小野寺文敏 (1957年11月6日生)	1980年4月 (株)三井銀行入行 2001年10月 (株)三井住友銀行築地法人営業部長 2003年6月 (株)三井住友銀行札幌法人営業部長 2005年4月 (株)三井住友銀行渋谷法人営業第一部長 2007年4月 (株)三井住友銀行本店営業第四部長 2008年4月 (株)三井住友銀行執行役員本店営業第四部長 2009年4月 (株)三井住友銀行執行役員東京都心法人営業本部長 2010年6月 室町不動産(株) 代表取締役社長 (現職) 2019年6月 (株)室町クリエイト 代表取締役社長 (現職) (重要な兼職の状況) 室町不動産(株) 代表取締役社長 (株)室町クリエイト 代表取締役社長	0株

社外監査役候補者とした選任理由

金融機関における長年の企業経営に関する経験に加え、室町不動産(株)及び(株)室町クリエイトで代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績を有することから、社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 候補者 吉田 豊、富山正次、小野寺文敏の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 当社は、吉田 豊、花木正義、富山正次の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。本総会

- において再任された場合には、引き続き本契約を継続する予定であります。小野寺文敏氏が監査役に選任された場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外監査役在任期間について
吉田 豊、富山正次の両氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって吉田 豊氏が4年、富山正次氏が4年であります。
 6. 候補者富山正次氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。小野寺文敏氏が監査役に選任された場合は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、当期の業績が前期比減収減益であったこと等を勘案し、役員賞与総額30,000千円（当期末における取締役9名に対し総額26,204千円（うち社外取締役3名に対し総額3,600千円）、監査役4名に対し総額3,796千円）を支給することといたしましたと存じます。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

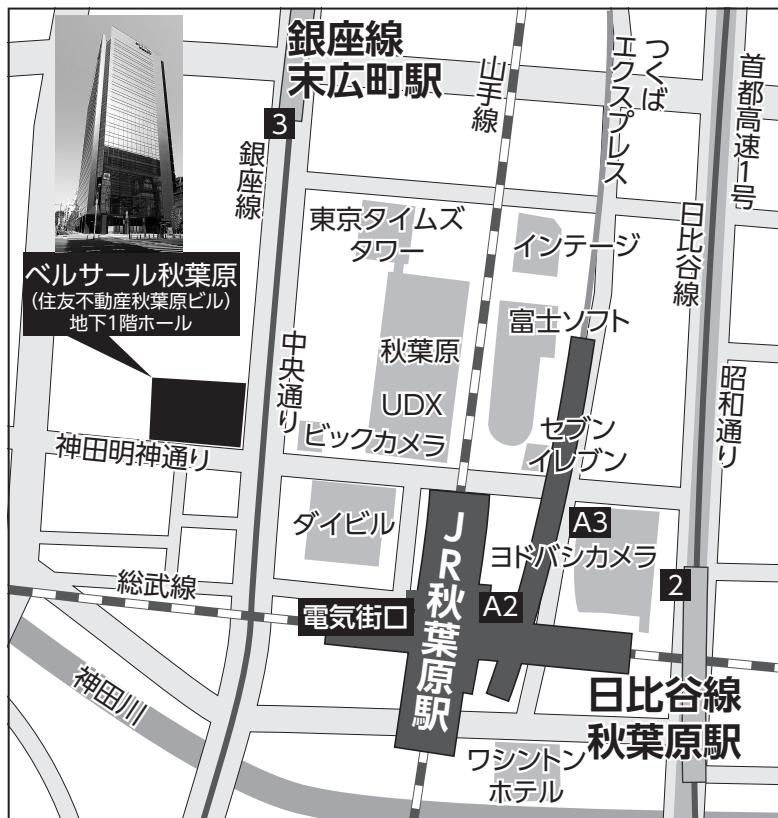
以 上

株主総会会場のご案内

会場：東京都千代田区外神田3丁目12番8号 住友不動産秋葉原ビル
ベルサール秋葉原 地下1階ホール

電話：03-3254-5221

開催場所が前回と異なります。ご注意ください。



交通機関

J R 総武線	秋葉原駅	電気街口徒歩	約4分
つくばエクスプレス	秋葉原駅	A3出口徒歩	約5分
東京メトロ 日比谷線	秋葉原駅	2番出口徒歩	約7分
銀座線	末広町駅	3番出口徒歩	約5分

◆ 駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。